

等級及び職制上の段階ごとの職員数（平成31年4月1日現在）

(1) 行政職給料表の適用を受ける職員

職務 の級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		人	%	職名	人	人	%	段階
1級	(1)主事の職務 (2)前号と同程度の職務で町長が認めるもの	30	24.0	主 事	23	55	44.0	係員級
				保育士 社会福祉士	6 1			
				計	30			
2級	(1)主任の職務 (2)職務の内容及び責任の程度が、前号と同等 又は相当する職務として町長が認めるもの	25	20.0	主 任	21	55	44.0	係員級
				保育士	4			
				計	25			
3級	(1)係長の職務 (2)主査及び困難な業務を処理する主任の職務 (3)職務の内容及び責任の程度が、前各号と同等 又は相当する職務として町長が認めるもの	25	20.0	係 長	19	34	27.2	係長級
				保育士 保育所長代理 主任保育士	4 1 1			
				計	25			
4級	(1)困難な業務を処理する係長及び主査の職務 (2)職務の内容及び責任の程度が、前号と同等 又は相当する職務として町長が認めるもの	9	7.2	主 査	1	34	27.2	係長級
				係 長 保育所長代理 副園長	6 1 1			
				計	9			
5級	(1)課長補佐、事務次長、室長、保健師長、 センター長、所長、園長及び専門員の職務 (2)業務名を冠する主査 (3)職務の内容及び責任の程度が、前各号と同等 又は相当する職務として町長が認めるもの	24	19.2	課長補佐	9	24	19.2	課長補佐級
				危機管理室長 冠主査 保育所長 園 長 室 長 保健師長 子育て支援センター長	1 9 1 1 1 1 1			
				計	24			
6級	(1)課長、管理監、事務長、事務局長及び主幹の 職務 (2)職務の内容及び責任の程度が、前各号と同等 又は相当する職務として町長が認めるもの	12	9.6	会計管理者	1	12	9.6	課長級
				課 長 統括管理監 事務長 議会事務局長 主 幹	7 1 1 1 1			
				計	12			

(2) 医療職給料表（一）の適用を受ける職員

職務 の級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合 計		内 訳	
		人	%	職名	人
1級	(1)医師の職務				
2級	(1)副院長、医長の職務	2	66.7	内科医長 副院長	1 1
3級	(1)病院長の職務	1	33.3	院長	1

(3) 医療職給料表（二）の適用を受ける職員

職務 の級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合 計		内 訳	
		人	%	職名	人
1級	(1)栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士又は作業療法士の職務 (2)職務の内容及び責任の程度が前各号と同等又は相当と町長が認めるもの				
2級	(1)薬剤師又は管理栄養士の職務 (2)困難な業務を行う栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士又は作業療法士の職務 (3)職務の内容及び責任の程度が前各号と同等又は相当と町長が認めるもの	2	16.7	放射線技師 管理栄養士	1 1
3級	(1)主任の薬剤師、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士又は作業療法士の職務 (2)困難な業務を行う薬剤師又は管理栄養士の職務 (3)職務の内容及び責任の程度が前各号と同等又は相当と町長が認めるもの	3	25.0	放射線技師 理学療法士 作業療法士	1 1 1
4級	(1) 主査の薬剤師、管理栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士及び作業療法士の職務 (2)係長の職務 (3)困難な業務を行う主任の職務 (4)職務の内容及び責任の程度が前各号と同等又は相当と町長が認めるもの	5	41.7	作業療法士 臨床検査技師 主任薬剤師 主任臨床検査技師 主任理学療法士	1 1 1 1 1
5級	(1)局長、室長の職務 (2)困難な業務を行う主査の職務 (3)職務の内容及び責任の程度が前各号と同等又は相当と町長が認めるもの	2	16.7	放射線室長 主任管理栄養士	1 1

6級	(1)医療科長の職務 (2)高度の知識経験に基づき困難な業務を分掌する長の職務で町長が認めたもの				
----	---	--	--	--	--

(4) 医療職給料表（三）の適用を受ける職員

職務 の級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合 計		内 訳	
		人	%	職名	人
1級	准看護師の職務	1	3.1	准看護師	1
2級	(1)保健師、助産師、看護師の職務 (2)困難な業務を行う准看護師で町長が認めるもの	2	6.3	保健師 看護師	1 1
3級	(1)主任の保健師、助産師、看護師の職務 (2)職務の程度が、前号と同程度として行う保健師、助産師、看護師及び准看護師で町長が認めるもの	16	50.0	保健師 看護師 主任看護師	3 12 1
4級	(1)看護師長の職務 (2)病棟又は外来の看護師長を補佐する職務 (3)職務の複雑、困難及び責任の程度が前号と同程度の保健師、助産師、看護師及び准看護師で町長が認めるもの	12	37.5	看護師 主任看護師 看護師長 副看護師長	5 3 2 2
5級	(1)総看護師長の職務 (2)困難な職務を分掌する看護師長等の職務	1	3.1	総看護師長	1

※ 合計の割合（%）はそれぞれ小数第2位を四捨五入しているため100%にならない。